



佐賀県公報

平成19年
5月18日
(金曜日)
第 12905号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (二六七・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (二六八・〃) 一
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (二六九・〃) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (二七〇・障害福祉課) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称の変更 (二七一・〃) 二
- 道路の区域の変更 (二七二・道路課) 二
- 道路の供用開始 (二七三・〃) 二
- 落札者等の公示 (情報・業務改革課) 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 三
- 農地保有合理化事業規程の承認 (農地整備課) 四
- 土地改良区役員の就退任届 (公 告) 五

○ 告 示

内水面漁場管理委員会事項

- 佐賀県告示第二百六十七号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年五月十八日

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
訪問介護	かんな介護サービスセンター	三養基郡みやき町市武一四二七番地四	平成一九年四月三〇日

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
訪問介護	かんな介護サービスセンター	三養基郡みやき町市武一四二七番地四	平成一九年四月三〇日

●佐賀県告示第二百六十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年五月十八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
訪問介護	かんな介護サービスセンター	三養基郡みやき町市武一四二七番地四	平成一九年四月三〇日

●佐賀県告示第二百六十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年五月十八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
訪問介護	かんな介護サービスセンター	三養基郡みやき町市武一四二七番地四	平成一九年四月三〇日

●佐賀県告示第二百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十九年五月十八日

佐賀県知事 古川康

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
東町わたや薬局	鳥栖市東町一丁目一〇二〇番地	平成一九年五月一日
わたや薬局	鳥栖市田代上町二九七番地	"
スピカ薬局	多久市北多久町大字小侍八八一番地	"
コーソ薬局佐大通り店	佐賀市本庄町大字本庄五本杉五四一一番地一	"
アイ薬局東多久店	多久市東多久町大字別府五三二〇番地	"

●佐賀県告示第二百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関から同法第六十四条の規定により、次のとおり名称の変更の届出があつた。

平成十九年五月十八日

佐賀県知事 古川康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 変更指定医療機関の名称、所在地、変更年月日

●佐賀県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年五月十八日から平成十九年六月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区 間	道 路 の 区 域		担当すべき 医療の種類
		変更前	変更後	
一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字町裏一二一二番六 地先から 鹿島市浜町字庄津甲四三七〇番 一地先まで	鹿島市浜町字町裏一二一二番六 地先から 鹿島市浜町字庄津甲四三七〇番 一地先まで	鹿島市浜町字庄津甲四三七〇番 地先から 鹿島市浜町字庄津甲四三七〇番 一地先まで	新 医療法人芳生会 和田内科循環器科
前	後	三三・一	九・四	旧 和田内科循環器科
九・〇	一三・六	四二三・〇	四二七・〇	腎臓に関する医療
				鳥栖市原古賀町一三三四番地八
				平成一九・五・一
				変更年月日

●佐賀県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とのおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年五月十八日から平成十九年六月十七

□ 手続で佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所に係る一般の縦覧に供する
NQ^o
平成十九年五月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	共用閑地の区画	共用閑地の範囲
一般国道 110七町	鹿島市浜町字町裏1-1-1番地先から 110七町	平成十九・五・一八

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年5月18日

收支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志波幸男

委託業務名

2007青春・佐賀総体競技情報配信運営業務

2 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成19年2月23日

4 落札決定日

平成19年4月18日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社 ジェピック 代表取締役 石丸純子

(2) 住所 佐賀市神野東1-9-1 NK神野ビル2階

6 技術点及び価格点の合計点数 219.61点

7 落札価格 153,000,000円

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課(新行政棟5階)
(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成19年7月9日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年5月18日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成19年5月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人匠の会
(2) 代表者の氏名 本村直樹

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市鍋島町大字森田466番地1-305号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、犯罪のない社会を目指し、青少年の非行・犯罪撲滅の活動をし、安心、安全な地域づくりを目指し、それとともに社会的に弱い立場の高齢者・障がい者、外国出身の人たちが差別なく、安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程を次のとおり承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成19年5月18日		
1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所	佐賀県知事 古川 康	" 塚島 哲夫 " 大字常広2317番地2
名称 佐賀県農業協同組合	" 織田 寛 "	" " 1215番地
住所 佐賀市栄町2番1号	" 林 正信 "	" " 483番地
2 農地保有合理化事業の名称	" 高森 俊之 "	" 大字高津原1062番地
佐賀県農業協同組合農地保有合理化事業規程	" 馬場 萬次 "	" 大字音成丙1番地1
3 農地保有合理化事業の種類	" 原田 敏治 "	" 浜町甲4456番地1
農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）	" 針尾 春美 "	" 浜町1252番地2
研修等事業（法第4条第2項第4号に規定する事業をいう。）	" 池田 國廣 "	" 浜町甲799番地
4 農地保有合理化事業の実施区域	" 中島 武満 "	" 大字音成丙1595番地
佐賀市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、川副町、東与賀町、久保田町、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町及び太良町	" 江頭 勝巳 "	" 大字音成乙4351番地1
5 承認年月日	" 杉光萬壽男 "	" 大字重ノ木乙1730番地
平成19年4月2日	" 青木 幸平 "	" 大字重ノ木甲1626番地
<hr/>		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。		
平成19年5月18日		
<hr/>		
佐賀県知事 古川 康	監事 北村 初吉	" 大字井手3364番地 "
役職名 氏名 住所 就任年月日	" 小柳 義文 "	" 浜町甲4436番地1 "
理事 中島 邦保 鹿島市大字中村1660番地 平成19年4月3日退任	" 竹下 健次 "	" " 1503番地 "
" 川崎 勤 " 大字森950番地3	" 松本 弘義 "	" 大字音成乙1775番地 "
" 犀峯 正行 " 142番地1	" 藤家 庄一 "	" 大字重ノ木乙2766番地 "
" 唐島 義人 " 大字井手1887番地イ	" 高田 靖幸 "	" 大字山浦甲297番地 "
" 塚島 哲夫 " 大字常広2317番地2	" 理事 中島 邦保 "	" 大字中村1660番地 平成19年4月4日就任
" 江口 博満 " 大字森1310番地	" 犀峯 正行 "	" " 142番地1 "
" 唐島 義人 " 大字井手1887番地イ	" 唐島 義人 "	" 大字井手1887番地イ "
" 塚島 哲夫 " 大字常広2317番地2	" 塚島 哲夫 "	" " 142番地2 "

" 織田 寛 "	" 1215番地 "	" "	平成19年5月18日
" 林 正信 "	" 483番地 "	" "	佐賀県内水面漁場管理委員会
" 高森 俊之 "	" 大字高津原1002番地 "	" "	会長 内川和美
" 馬場 萬次 "	" 大字音成丙1番地1 "	" "	
" 池田 好春 "	" 浜町甲789番地 "	" "	
" 高田 孝幸 "	" 浜町乙1549番地 "	" "	
" 峰松 作吉 "	" 浜町甲4555番地 "	" "	
" 中島 武満 "	" 大字音成丙1595番地 "	" "	
" 小池 尚人 "	" 大字音成乙3904番地 "	" "	
" 杉光萬壽男 "	" 大字重ノ木乙1730番地 "	" "	
" 青木 幸平 "	" 大字重ノ木甲1626番地 "	" "	
" 白仁田 進 "	" 大字山浦乙1172番地 "	" "	
" 田中 博之 "	" 大字三河内乙333番地 "	" "	
" 國清 博美 "	" 大字山浦甲1938番地1 "	" "	
" 鶴田 嘉雄 "	" 古枝甲2392番地 "	" "	
" 山口 一見 "	" 古枝乙3004番地 "	" "	
監 事	北村 初吉	" 大字井手3364番地 "	" "
" 小柳 義文 "	" 浜町甲4436番地1 "	" "	
" 松尾 一雄 "	" 2599番地2 "	" "	
" 山下 隆行 "	" 大字音成乙567番地 "	" "	
" 中村 新一 "	" 大字重ノ木甲1081番地 "	" "	
" 山田 利夫 "	" 大字高津原1953番地1 "	" "	

○ 水面漁場監査報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定により、平成19年度における第5種共同漁業権（内共第7号）に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

申購
込読
料
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年三一、二〇〇円(送料共)

第5種共同漁業権に係る平成19年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種名	義務放流数量	寸法	産卵場造成	禁漁期間及び禁漁区域 (漁業調整規則及び行使規則で定めているものを除く。)
内共第7号	有浦川	アユ ウナギ シロウオ モクズガニ	5kg 10" — 20kg	全長5~10cm " 40" — 甲幅 3.5cm	— — — —	1区域

発行者
平成十九年五月十八日印刷及び発行
佐賀県知事
古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川水金曜日
総合印刷